

# 人材養成と施設職員 ドイツにおける介護・看護分野の補助職(Helfer)養成制度の再編 : ニーダーザクセン州の例を中心に (社大福祉フォーラム2014報告) -- (各分科会からの報告)

著者	高木 剛
雑誌名	社会事業研究
号	54
ページ	81-84
発行年	2015-02
URL	<a href="http://id.nii.ac.jp/1137/00000315/">http://id.nii.ac.jp/1137/00000315/</a>



## ドイツにおける介護・看護分野の補助職 (Helfer) 養成制度の再編

— ニーダーザクセン州の例を中心に —

浦和大学短期大学部 高木 剛

### 1. はじめに

わが国では、何らかの疾病を患いながらも、地域で生活を営む要介護高齢者や障害者（以下、高齢者等）は少なくない。高齢者等の介護・看護に対するニーズは多様化・複雑化しており、しかもそのサービス提供に際しては、一定水準の質の確保が求められるなど、介護・看護人材に求められる専門的力は高くなっている。

ところで、日本に先行して介護保険制度を導入したドイツでは、介護・看護人材である Altenpfleger（以下、AP）、Gesundheits-und Krankenpfleger（以下、GKP）、Gesundheits-und Kinderkrankenpfleger（以下、GKKP）の養成教育改革<sup>1)</sup>が進められている。この改革は、職務領域の拡大に合わせた人材養成、雇用分野の拡大、EU加盟国内での就業の可能性などを追究する取り組みで、すでに連邦政府と州の代表者で構成されるワーキングチームにより、新たな法整備に向けた草案が示されている。これに連動して、これらの補助職 (Helfer) である、Altenpflegehelfer（以下、APH）や Gesundheits-und Krankenpflegehelfer（以下、GKPH）の養成 (教育) の再編も進められている。

このような動向は日本の介護・看護人材養成 (教育) の在り方を展望するうえで有益であると思われるが、日本においてドイツの介護・看護分野の補助職養成に関する先行研究はほとんどなく、日本ではその実態があまり知られていない。本稿では、日本の介護・看護人材養成 (教育) の改善方策の検討に資するため、ドイツの介護・看護分野の補助職である、APH および GKPH の養成制度の再編について、ニーダーザクセン州の例 (Pflegeassistent；以下、PGA) を中心に整理することを目的とした。

### 2. 研究方法

ニーダーザクセン州文部省 (Niedersächsisches Kultusministerium；以下、NKM) および PGA 養成校 (F+U Akademie für Pflege-und Socialberufe；以下、APS) のホームページ、その他文献・資料等により、APH および GKPH の養成 (教育) の状況、ニーダーザクセン州における PGA 養成 (教育) の概要について整理し、日本の介護・看護人材養成 (教育) に示唆する点を考察した。

### 3. 倫理的配慮

APH、GKPH、PGA などの養成 (教育) について、NKM、APS などの行政・教育機関のホームページ並びに各種文献・資料等をもとに整理した。これらの情報を使用する際は、出典を明記した。

### 4. ドイツにおける介護・看護人材養成

現在ドイツにおいて介護・看護業務を担う人材として、高齢者介護の中心的な担い手である AP、看護全般の担い手である GKP、小児看護の担い手である GKKP の他、これらの補助職である、APH、GKPH が挙げられる。AP、GKP、GKKP は、その養成 (教育) が連邦法で規定されるのに対し、APH、GKPH は各州法で規定されている。

### 5. APH および GKPH の養成制度

このように APH、GKPH は各州の法律にもとづく資格であるため、その養成期間、養成時間数、そして養成教育などは州によって若干異なる。また、一部の州では APH、GKPH を養成していない。Thomas Klie (2006)<sup>2)</sup> によれば、APH は、ベルリン州、ブランデンブルク州、ザクセン州を除く 13 州で、各州法で規定された職業専門学校で養成されている。養成期間はほとんどが 1 年間である。APH の養成課程数は州によって差が大きく、例えば、バーデン・ヴュルテンベルク州では 66 課程あるのに対し、チューリンゲン州では 3 課程である。ちなみに、AP と APH の養成課程は一元化されており、APH の養成課程を修了後に AP

の養成課程に進学する場合は、通常、APHに要した期間（1年間）は短縮される。一方、GKPHは12州で養成されており、養成期間はAPHと同様にほとんどが1年間である<sup>2)</sup>。養成課程数もAPHと同様に州によって差が見られ、ノルトライン・ヴェストファーレン州では56課程あるのに対し、テューリンゲン州では2課程である。

## 6. ドイツにおける介護・看護人材養成教育改革（モデル事業）

近年ドイツでは、介護・看護分野の新たな人材養成の在り方について検討がなされている。その代表的な例として、連邦政府のモデル事業（2004年～2008年）として実施された、介護・看護人材養成教育改革が挙げられる<sup>1)</sup>。これは、AP、GKP、GKKPを対象とする統合教育を試行するもので、連邦政府（Bundesministerin für Familie, Senioren, Frauen und Jugend）、養成校、病院、介護施設、ドイツ応用介護研究所、ドイツ医科学研究所、審議会などが連携し、約300名の学生の参加のもと、8つの州で様々な試みがなされた。例えばニーダーザクセン州では、APとGKPの2職種の統合教育が試みられた。実施期間は、2004年10月1日から2007年9月30日までの3年間で、運営はハノーバーにあるヘンリエッテ財団（Henriettenstiftung）が担い、28名の学生の参加のもと実施された。3年間の養成教育のうち、理論教育については最初の2年間は統合（共通する教育）され、残りの1年間はそれぞれの専門分野に分離（各専門分野の教育）とされた。修了後はこれら2つの資格のどちらか1つを取得できる仕組みとされた。

ニーダーザクセン州以外にも様々なスタイルで統合教育が試みられたが、2008年12月に審議会より、統合教育に参加した学生に高い職務遂行能力が見られるなど、一定の成果が得られたことが報告されている<sup>1)</sup>。その後、AP、GKP、GKKPの統合教育化を実現すべく、新たな法律の制定に向けた検討が進められており、すでに連邦政府と州の代表者で構成されるワーキングチームにより、

草案が示されている。

## 7. ニーダーザクセン州における補助職養成制度の再編とPGAの養成（教育）

このような連邦政府の取り組みに連動して、ニーダーザクセン州では補助職の養成制度の再編が実施され、新たな資格として2009年にPGAが創設された<sup>3)～5)</sup>。その特徴として、少なくとも次の4つが挙げられる。一つ目は、PGAはこれまでのAPHとGKPHを統合した資格であること。二つ目は、その養成期間が2年間であること。三つ目は、介護・看護分野の職業に共通する基礎資格であること、四つ目は、PGAは基礎的な介護・看護の両方の業務を担うことである。

ところで、PGAは主として職業専門学校で養成されているが、入学の前提条件として、①16歳以上であること、②基幹学校（Hauptschule）もしくはそれと同等の教育を受けていること、③身体的・精神的・人物的に適正があること、④健康上の問題がないことなどが求められる。養成教育カリキュラムは、教養教育（480時間）、理論教育（1320時間）、実務教育（960時間）で構成され、合計2760時間が必要とされる（表1）。2年間の学修を無事に終えると、修了試験として、筆記試験、実技試験、口述試験が課せられ、すべてに合格した者には資格（Staatlich geprüfter PGA）が付与される。PGAの主な業務は、利用者の入浴、排泄、食事、移動などの介護、血圧測定、服薬、応急処置、その他医師の指示にもとづく医学的診断および治療の補助などの基礎的な看護、そして、これらに付随するもの（ケア記録の作成、ベッドメイキング、環境整備など）である。就業先は、高齢者介護施設、通所介護事業所、病院、診療所などである<sup>3)～5)</sup>。

このように、PGAは新たな資格として養成されているが、ニーダーザクセン州以外の州においても、PGAのようにAPHおよびGKPHを統合し、その養成を開始した例が見受けられる。例えば、ハンブルク州では2007年にGesundheits- und Pflegeassistent（養成期間：2年間）<sup>6)</sup>が、そ

表1. PGAの養成教育カリキュラム

教育分野	科目分野	時間数
教養教育	ドイツ語／コミュニケーション (Deutsch / Kommunikation)	480
	外国語／コミュニケーション (Fremdsprache / Kommunikation)	
	数学 (Mathematik)	
	政治 (Politik)	
	体育 (Sport)	
	宗教 (Religion)	
理論教育	仕事およびその関連のプロセス (Arbeits- und Beziehungsprozesse)	1320
	人々への支援 (Unterstützung des Menschen)	
	人々のケア (Pflege von Menschen)	
	選択科目 (Optionale Lernangebote)	
実務教育	高齢者介護施設、病院などにおける実務 (24 週間 (各学年で 12 週間))	960
合計時間数		2760

出典) Materialien für berufsbezogenen Lernbereich in der zweijährigen Berufsfachschule-Pflegeassistenten. Niedersächsisches Kultusministerium, 2009. より筆者作成

してメクレンブルク・フォアポンメルン州では、2009年に Kranken-und Altenpflegehelfer (養成期間：1.5年間) が創設されている。

## 8. 今後の日本における介護・看護分野の人材養成への示唆

日本でAP、GKP (又はGKKP)、APH、GKPHに該当するのは、それぞれ、介護福祉士、看護師、介護職員初任者研修 (又は実務者研修) 修了者、准看護師である。本稿で取り上げたPGAは、AP、GKP、GKKPに共通する基礎資格として位置づけられ、その養成時間数 (2760時間) は、介護職員初任者研修 (又は実務者研修) 修了者 (130時間 (又は450時間)) や准看護師 (1890時間) はもとより、介護福祉士 (1850時間) をも上回っている。

近年、介護福祉士による医療的ケア (痰の吸引、経管栄養) に代表されるように、介護福祉士の業

務には看護師と重複する内容が増えている。しかも、特別養護老人ホームや病院などでは、介護福祉士と看護師が連携する場面は少なくない。日本では、これまで介護と看護を異なる専門分野として分けて捉えてきたが、両者の業務内容や現場での密な連携を踏まえるならば、介護職員初任者研修 (又は実務者研修) 修了者や准看護師を含めた、今後の介護・看護人材養成 (教育) の在り方について活発な議論が熱望される。

## 9. おわりに

日本とドイツでは教育制度が異なるため、ドイツの介護・看護人材養成制度を日本にそのまま取り入れることは困難である。しかし、介護福祉士による医療的ケア (痰の吸引、経管栄養) に代表されるように、今後、介護福祉士等の介護人材が担う業務範囲は拡大していくことが予想される。高齢者等の介護・看護ニーズに対して、効率的・

効果的に対応できる人材養成（教育）を検討する  
うえで、PGAを含むドイツにおける介護・看護  
人材養成教育改革の動向は、注視に値すると言え  
るだろう。

#### 文献・資料

- 1) 高木剛：ドイツにおける介護・看護人材養成  
の改革－統合教育の試みを中心に．日本介護  
福祉士養成施設協会創立 20 周年記念論文集，  
pp37-53, 2011.
- 2) Prof. Dr. Thomas Klie, Virginia Guerra :  
Synopsis zu Service-, Assistenz- und  
Präsenzberufen in der Erziehung, Pflege und  
Betreuung (Care), 2006.
- 3) Materialien für berufsbezogenen Lernbereich  
in der zweijährigen Berufsfachschule  
Pflegeassistent. Niedersächsisches  
Kultusministerium, 2009.
- 4) Institut für Weiterbildung in der  
Kranken- und Altenpflege gemeinnützige  
GmbH ([http://www.i-w-k.de/cms/  
beitrag/10004979/1565503/](http://www.i-w-k.de/cms/beitrag/10004979/1565503/)) (2014 年 2  
月 10 日閲覧)
- 5) F+U Akademie für Pflege-und Socialberufe  
([http://www.fachschulzentrum.de/  
pflegeassistent\\_in](http://www.fachschulzentrum.de/pflegeassistent_in)) (2014 年 5 月 8 日閲覧)
- 6) 高木剛：ハンブルク州における Gesundheits-  
und Pflegeassistent の養成制度－養成教育カ  
リキュラムを中心に．介護福祉教育. No.37,  
pp81-87, 2014.